

日本国とオーストラリアの間における相互の
アクセス及び協力の円滑化に関する日本国とオーストラリアとの
間の協定の説明書

外

務

省

目 次

一 概説	一
1 協定の成立経緯	一
2 協定締結の意義	一
二 協定の内容	一
三 協定の実施のための国内措置	一

一 概説

1 協定の成立経緯

政府は、自衛隊とオーストラリア国防軍との間の共同訓練等を通じた協力が緊密となってきたこと等を踏まえ、平成二十六年（二千十四年）七月、オーストラリア政府との間で両国の部隊の共同運用と訓練を円滑にするための協定の締結に向けた交渉の開始を決定した。その交渉の結果、協定の案文について最終的な合意をみるに至ったので、令和四年（二千二十二年）一月六日に東京及びキャンベラにおいて、日本側岸田内閣総理大臣とオーストラリア側モリソン首相との間でこの協定の署名が行われた。

2 協定締結の意義

この協定の締結により、日豪両国間の安全保障・防衛協力が更に促進されるとともに、インド太平洋地域の平和と安定が強固に支えられることとなる。

二 協定の内容

この協定は、前文、本文二十九箇条、末文及び附属書から成っているほか、この協定に関連し、合意された議事録及び討議の記録の作成等が行われており、それらの概要是、次のとおりである。

1 「文民構成員」、「部隊」、「訪問部隊」等の定義を定める。（第一条）

2 この協定は、両締約国間における互恵的な防衛協力を実施するための枠組みを設け、並びに訪問部隊及び文民構成員の地位を定めることにより、当該防衛協力を円滑にすることを目的とすることを定める。（第二条）

3 接受国において、接受国の法令を尊重し、この協定の精神に反する活動を慎むことは、訪問部隊、その構成員及び文民構成員の義務であること、また、このために必要な措置をとることは、派遣国の義務であることを定める。（第三条）

4 この協定は、両締約国が相互に決定して部隊が実施する協力活動であつて接受国において実施されるものに関する事項について適用すること等を定める。（第四条）

5 接受国は、派遣国からの事前の通報により、適当な場合には、外交上の経路を通じて、派遣国に対し、訪問部隊の船舶又は航空機による接受国の港又は飛行場へのアクセスの許可を迅速に与えること等を定める。（第五条）

- 6 訪問部隊の構成員及び文民構成員は、入国及び出国に関連して接受国が定める手続に従うこと等を条件として、接受国への入国及び接受国からの出国に際し、査証を申請する要件を免除され、また、外国人の登録に関する接受国の法令の適用から除外されること等を定める。（第六条）
- 7 訪問部隊の構成員及び文民構成員は、この協定に別段の定めがある場合を除くほか、接受国の権限のある輸出入当局が執行する關係法令の適用を受けること、訪問部隊は、専ら訪問部隊又は文民構成員の公用のためのものである全ての資材、需品及び備品を税の免除を受けて接受国に輸入することができること等を定める。（第七条）
- 8 接受国は、訪問部隊及び文民構成員が協力活動の実施のために必要とする施設、区域及び関連する役務へのアクセス並びにこれらのものの利用についての派遣国の要請に対処するために妥当な努力を払うこと等を定める。（第八条）
- 9 訪問部隊及び文民構成員は、接受国の部隊に適用される条件よりも不利でない条件で、接受国が所有し、管理し、又は規制する公益事業及び公共の役務を協力活動のために一時的に利用すること等を定める。（第九条）
- 10 接受国は、派遣国の権限のある当局が訪問部隊の構成員及び文民構成員に発給した運転許可証等を公用車両の運転のために有効なものとして承認すること等を定める。（第十条）
- 11 派遣国が与える専門的な、技術的な又は職業上の免許及び資格であつて最新のかつ有効なものを有する訪問部隊の構成員及び文民構成員は、接受国内で関連する自己の公務を執行することを認められること、訪問部隊の構成員又は文民構成員である医療専門家は、接受国の事前の同意を得ることなく接受国において公衆のための治療を行つてはならないこと等を定める。（第十一條）
- 12 訪問部隊の構成員は、派遣国が発する命令によつて認められ、かつ、接受国が承認する場合には、協力活動の実施のために武器及び弾薬を所持し、及び携帯することができることを定める。（第十二条）
- 13 訪問部隊の構成員は、自己の公務を執行する間、自己の制服及び防衛隊の記章を着用することを許されることを定める。（第十三条）
- 14 訪問部隊は、接受国において協力活動を実施するため、接受国が決定する手続及び要件に従い、派遣国の責任において武器、弾薬、爆発物及び危険物を輸送し、保管し、及び取り扱うことができるること等を定める。（第十四条）

- 15 接受国は、訪問部隊の構成員及び文民構成員の個人情報を保護するために適当な措置をとること等を定める。（第十五条）
- 16 訪問部隊の構成員又は文民構成員のために接受国が提供し、又は行う治療又は医療搬送は、両締約国が相互に別段の決定を行う場合を除くほか、全費用回収の原則に基づくものとすること等を定める。（第十六条）
- 17 訪問部隊及び文民構成員は、自己の消費又は専ら訪問部隊若しくは文民構成員の公用のため、接受国において、資材、需品、備品及び役務の取得又は利用に対する租税その他これに類する公課について接受国の部隊に適用される条件と同等の条件で当該資材、需品、備品及び役務を取得し、又は利用することができるること等を定める。（第十七条）
- 18 各締約国は、両締約国が相互に別段の決定を行う場合を除くほか、自国の利用可能な資源の範囲内で、協力活動への参加のための自国の費用について責任を負うこと等を定める。（第十八条）
- 19 訪問部隊の構成員及び文民構成員は、接受国及び適用可能な場合には派遣国以外為替に関する法令の適用を受けること等を定める。（第十九条）
- 20 両締約国は、環境、文化遺産並びに人の健康及び安全の保護に適合する方法によりこの協定を実施すること等を定める。（第二十条）
- 21 派遣国の当局は、訪問部隊の構成員及び文民構成員に対し、派遣国の法令によつて与えられた全ての刑事裁判権を行使する権利を有すること、裁判権を行使する権利が競合する場合には、派遣国の当局は専ら派遣国の財産若しくは安全のみに対する罪等又は公務執行中の作為若しくは不作為から生ずる罪について、接受国の当局はその他の罪について、訪問部隊の構成員及び文民構成員に対し裁判権を行使する第一次の権利を有すること、両締約国の当局は、接受国における訪問部隊の構成員又は文民構成員の逮捕及び裁判権行使すべき当局へのこれらの者の引渡しについて相互に援助すること（第二十一条5(a)）等を定める。（第二十一条）
- 22 派遣国の警務隊は、必ず接受国の当局との取決めに従うことを条件として、かつ、接受国の当局と連絡して使用されるものとし、その使用は、訪問部隊の構成員の間及び派遣国の法令によつて権限を与えられている場合には文民構成員の間の規律及び秩序の維持に必要な範囲に限るものとすること等を定める。（第二十二条）
- 23 一方の締約国は、自国が所有し、かつ、自国の部隊又は文民構成員が使用する財産に対する損害及び自国の部隊の構成員又は文民

- 要員が公務の執行に従事している間に被つた負傷又は死亡について、当該損害又は当該負傷若しくは死亡がこの協定に基づく協力活動によつて生じた場合には、他方の締約国に対する全ての請求権を放棄すること、公務執行中の訪問部隊の構成員又は文民構成員の作為又は不作為等であつて、接受国において第三者の財産に損害を与える、又は第三者を負傷させ、若しくは死亡させたものから生ずる請求権は、接受国が処理すること等を定める。（第二十三条）
- 24 両締約国は、公用車両又は派遣国が所有する船舶若しくは航空機等が関係する接受国における事故又は事件に関し、それぞれの国内的な要件に従い、相互に協力して必要な行政上の調査を行うための手続を定めること等を定める。（第二十四条）
- 25 各締約国は、他方の締約国に対し、接受国における訪問部隊の構成員又は文民構成員の死亡を遅滞なく通報すること等を定める。（第二十五条）
- 26 両締約国は、訪問部隊の構成員及び文民構成員に与えられる特権の濫用等を防止し、並びにこの協定により訪問部隊の構成員及び文民構成員に課される義務の適切な履行を確保することを定める。（第二十六条）
- 27 この協定の実施に関する相互間の協議を必要とする全ての事項に関する両締約国間の協議機関として、合同委員会を設置することと、両締約国は、この協定を実施するため、合同委員会を通じた両締約国間における協議の後、取決めを行うことができるること等を定める。（第二十七条）
- 28 この協定の解釈又は実施に関する紛争は、両締約国が相互に別段の決定を行う場合を除くほか、両締約国間の協議及び交渉によってのみ解決することを定める。（第二十八条）
- 29 この協定は、両締約国がこの協定の効力発生に必要なそれぞれの国内手続を完了した旨を相互に通告する外交上の公文を交換した日の後五日目の日に効力を生ずること等を定める。（第二十九条）
- 30 派遣国は、第二十一条5(a)等の規定の実施に当たり、この協定に従い、接受国の領域的管轄権の合法的な行使を妨害してはならないこと、両締約国は、同条5(a)の規定に関し、同条5(a)に規定する援助がこの協定の効力発生の時に有効な適用可能な国際協定に基づく自国の義務に反するといずれかの締約国が認める場合には当該締約国の当局は当該援助を提供する義務を負わないことを相互に決定すること（附属書の2）等を定める。（附属書）

31 関連の合意された議事録では、第一条(c)（「訪問部隊」の定義）、第五条（船舶・航空機等の移動等）及び第十条（運転免許等）、第十七条4（現地の労働者）並びに第二十三条（請求権）についての両国の了解事項を確認している。

32 関連の討議の記録では、附属書の2の規定に関し、両締約国は、逮捕及び引渡しに関する援助を提供する義務を負わない場合（この協定の効力発生の時に有効な適用可能な国際協定に基づく自国の義務に反すると認める場合）に関する規定は、当該援助の結果として死刑が科され得る十分な可能性があると認める状況において適用することを意図すること等を確認している。

33 両締約国は、第二十七条の規定に従つて、同条の規定により設置される合同委員会を通じた協議の後、第二十一条及び第二十二条等の規定に関連する取決めを行う予定である。

三 協定の実施のための国内措置

1 この協定の実施のため、日本国の自衛隊とオーストラリア国防軍との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国

とオーストラリアとの間の協定の実施に関する法律案等が今次国会に提出されることとなつている。

2 この協定の実施のためには、新たな予算措置を必要としない。